



## ～ キャリアアップ助成金を上手に活用しましょう ～

令和6年度の助成金の情報が公開されてきましたが、雇用関係助成金の中でも取り組みやすい「キャリアアップ助成金（正社員化コース）の本年度の概要をお伝えします。

～正社員化コースの変更点～ 昨年の11月29日に要件の緩和、拡充が行われています。

変更内容		
①助成金額の見直し	従前	有期雇用⇒正社員（1人あたり57万円） 無期雇用⇒正社員（1人あたり28万5千円）
	変更後	有期雇用⇒正社員80万円（2期12ヶ月で） 無期雇用⇒正社員40万円（2期12ヶ月で）
②対象となる有期雇用労働者の要件緩和	従前	6ヶ月以上3年以内
	変更後	6ヶ月以上
③正社員転換制度の規定に関する加算措置	新設	正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合に20万円
④多様な正社員制度の規定に関する加算措置	従前	「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」いずれか1つ以上の制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合9.5万円
	変更後	40万円

※①1期あたりの金額40万円（無期⇒正社員は20万円）申請は2期制

- ・第1期申請期間（転換後6ヶ月分の賃金支給日の翌日から2ヶ月間）
- ・第2期申請期間（第1期後6ヶ月分の賃金支給日の翌日から2ヶ月間）

※②有期雇用期間が通算5年を超えた有期雇用労働者については、「無期雇用⇒正社員」転換の額となります。

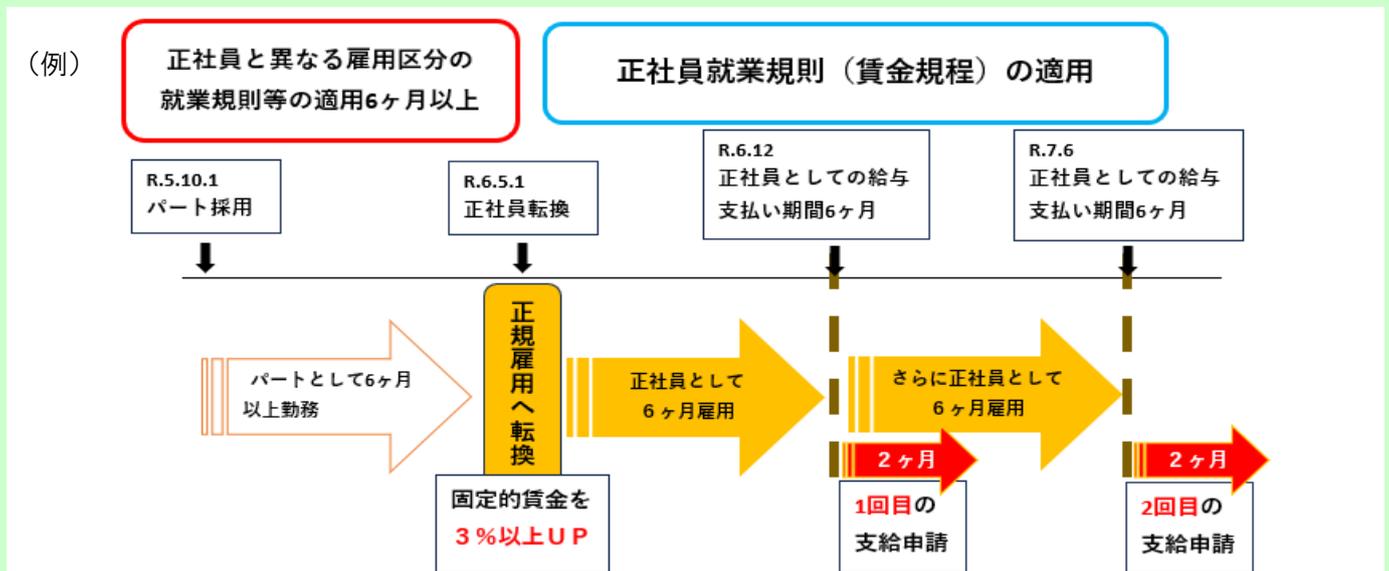
※③1事業所当たり1回のみ加算。「無期雇用⇒正社員」も同額が加算されます。

※④1事業所当たり1回のみ加算。「無期雇用⇒正社員」も同額が加算されます。

1人目の転換時に①+③に該当すると最大100万円助成され、①+④に該当すると、最大で120万円の助成となります。

### 【注意点】

1. 転換前の非正社員としての雇用期間が6ヶ月以上必要です。
2. 転換後、正社員として6ヶ月間雇用継続され正社員としての給与支払いが必要です。  
(1回目の申請：40万円)
3. 上記2の後、さらに6ヶ月正社員として雇用継続（2回目の申請：40万円）80万円満額助成金を申請するには、「正社員として12ヶ月間の雇用継続」が条件となります。



人手不足を解消したい、従業員のモチベーション向上や働きやすい環境を推進したい事業主様は、今回の拡充でさらに取り組みやすくなったキャリアアップ助成金の活用を是非ご検討ください。

安藤 智雄